

荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱の概要

【趣旨】

- 移住定住の促進
- 遊休農地の発生や未然防止及び解消
- 空家の有効活用
- 新規就農者の受入れの促進
- 農地の保全及び有効活用を図る

【概要】

荒尾市空家バンク事業実施要綱に規定する空家バンクに登録された空家とその空家に付随した農地（空家の所有者が所有している）をセットで取得する場合に限って、一定の条件を満たす場合、農地の取得に必要な農地法第3条の許可要件の一つである下限面積要件を30アールから1アールへ引き下げるもの。

【特例面積】

- 1アール（100㎡）以上30アール（3,000㎡）未満
- ※農業委員会が総会で農地1筆ごとに指定・公示した農地

【手続き】

売りたい人

- ① 空家バンクへの空家の申請
- ② 空家に付随した農地の申請
- ※『荒尾市空家に付随した農地の特例面積適用申請書(様式第1号)』の提出
⇒特例面積について、農業委員会総会（定例会）で審議
⇒決定した農地を指定・公示（地番指定）

買いたい人

- ③ 特例面積の適用を受けた農地の権利を取得しようとする者は、農地法第3条許可申請
⇒農業委員会総会（定例会）で審議⇒農業委員会の許可
⇒農地権利取得者が所有権移転の手続き（法務局へ）

【耕作・管理及び条件】 買いたい人

- 『取得農地誓約書（様式第3号）』の提出
- ※空家に居住し、不動産投機目的ではなく、耕作目的の取得であるため、おおむね5年間は耕作及び管理などの条件

【指定の解除】 売りたい人

- 農業委員会総会で審議、地番指定の解除
- (1) 特例面積適用農地が新たな所有者において所有権移転の登記が行われたとき
- (2) 特例面積適用農地が空き家バンクの登録がなされなかったとき又は抹消されたとき
- (3) 『荒尾市空家に付随した農地の特例面積適用解除申請書（様式第4号）』の提出があったとき